

## 平成21年度 第4回練馬区文化財保護審議会 会議記録

### ○開催日時

平成21年12月25日（金）午後2時～2時30分

### ○開催場所

練馬区役所本庁舎19階 1906会議室

### ○出席者

出席委員7名

松下会長、柴辻副会長、品田委員、副島委員、古川委員、三田村委員、森委員

区側出席 7名

教育長、課長、その他職員5名

### ○議事等

(1) 審議事項 平成21年度指定文化財・登録文化財の諮問案件の答申について

(2) 答申

(3) その他

### ○公開の可否

原則公開（傍聴人：0人）

### ○配布資料

資料 平成21年度練馬区文化財保護審議会答申

### ○事務局

教育委員会生涯学習部生涯学習課文化財係

TEL 5984-2442

---

## 会議の概要

### 松下会長

（開会挨拶）

最初に事務局の方から、会議の成立状況などについてお願いします。

### 事務局

（会議の成立の報告）

### 松下会長

それでは平成21年度第4回目の審議会を開催いたします。前回の審議会で答申と内容、指定・登録基準に関してのご意見がございましたので、事務局から事前に修正案を郵送し、ご意見を集約したものを本日の答申文としています。

では、事務局から説明をお願いします。

### 生涯学習課長

今年8月31日に諮問させていただきました後、現地調査や審議をしていただきました。その結果を踏まえ、修正したものを本日の答申文としております。各々の担当者から答申文を読み上げながら、修正箇所の説明をさせていただきたいと思っております。

### 事務局

1 文化財を指定することについて（「1 愛染院文書」の説明）  
審議結果、「基準」第2の1（4）エ該当により指定に値する。

**松下会長**

ご意見ございますでしょうか。  
無いようであれば、次お願いします。

**事務局**

2 文化財を登録することについて（「1 丸山東遺跡出土の石棒」の説明）  
審議結果、「基準」第1の1（5）該当により登録に値する。

**松下会長**

ご意見ございますでしょうか。  
無いようであれば、次お願いします。

**事務局**

（「2 谷原の庚申塔」の説明）  
審議結果、「基準」第1の3（1）オ該当により登録に値する。  
前回の審議会でご意見のあった種別についてですが、事前にお送りした資料に記載したとおり、現行の練馬区の登録基準の規定によると、「有形民俗文化財」が適当であると判断し、種別は「有形民俗文化財」としております。

**松下会長**

ご意見ございましたら、お願いします。  
よろしいでしょうか。では先に進ませていただきます。

**事務局**

（「3 井口家の屋敷林」の説明）  
審議結果、「基準」第1の7および3の（2）ウ該当により登録に値する。  
前回の審議会の中で、種別は「有形民俗文化財」がふさわしいのではないかとというご意見もあったのですが、審議結果の欄にその特徴を盛り込ませていただきまして、有形民俗文化財として地域の特徴を示すものである「3の（2）ウ」を加えました。

**松下会長**

ご意見ございますでしょうか。無いようでしたら、これををもちまして、答申とさせていただきます。教育委員会へは、この文面を答申したいと思えます。

**生涯学習課長**

本日はありがとうございました。これから、答申していただくということになります。教育長がお受けいたしますので、宜しくをお願いします。

**松下会長**

（答申文の伝達）

**教育長**

（挨拶）

**松下会長**

ありがとうございました。事務局から何かございますか。

**生涯学習課長**

本日答申をいただきまして、練馬区の登録文化財は合計185件、指定文化財は42件という数になる予定です。登録文化財の件数は、第1回審議会でご報告させていただきましたが、無形民俗文化財の「ちがや馬飾り」の製作技術保持者が一人がお亡くなりになったことで登録解除させていただいた分を差し引いた数です。今後の流れに関して、文化財係長よりご説明いたします。

#### **文化財係長**

本日の答申を教育委員会が受けた後、所有者から指定・登録の同意書と、文化財の近くに説明板または、標柱を立てさせていただく承諾書をいただきます。そののち、1月下旬の教育委員会へ付議し、決定後に告示、議会への報告となります。また、3月中旬の区報と、PR誌「ねりまの文化財」、文化財係のホームページには写真付きで公表いたします。なお、所有者には、文化財の適切な保護管理をしていただくため、奨励金を交付する予定でございます。

#### **生涯学習課長**

審議会委員の任期は2年になりますが、来年度もよろしくお願ひします。来年度の審議会の開催時期は、平成22年6月から8月頃を予定しております。

#### **松下会長**

ありがとうございました。

#### **副島委員**

ひとつご質問があるのですが、答申文の中で「文化財の概要と価値」という部分は指定・登録後、どのような形で区民の方へ伝えていくのでしょうか。また、この文言は役所の書類としてずっと残っていくものなのでしょうか、それとも、もっと詳しく書かれたものを便宜的にまとめたものなのでしょうか。もっと分かりやすく書いたほうがよいのか、それとも客観的にデータを重視したほうがよいのか、目的と使い方を教えていただけると、今後、文章を作文していく際に目安になると思います。

#### **文化財係長**

「文化財の概要と価値」の文言は、文化財台帳に保管されます。ホームページや区報は、この文言をそのまま使うのではなく、この文言を基に中学生ぐらいの方にも理解してもらえる表現にして掲載します。

#### **副島委員**

報道等で発表する場合は、どちらを使用するのでしょうか。

#### **文化財係長**

報道等で発表する場合も、この文言をそのまま使用するのではなく、「文化財の概要と価値」を基本に、もう少し分かりやすい文言にして発表しております。

#### **生涯学習課長**

区報は、限られたスペースに掲載するため、更に短くまとめた形で掲載しております。

#### **事務局**

PR誌「ねりまの文化財」では、毎年指定・登録の特集号としてカラーで掲載しております。その時の文章も、答申文の文言を基本にもう少し分かりやすくした文章で記載しております。

**松下会長**

ねりまの文化財の発行部数はどれぐらいですか。

**文化財係長**

2, 000部です。

**松下会長**

それは、各学校にも配布していますか。

**文化財係長**

はい、学校や公共施設等に配布しております。

**副島委員**

「文化財の概要と価値」の文言は、一番基礎になる重要な文言ということですね。

今回指定の「愛染院文書」は、67点の内訳などは別で台帳に添付するのですか。

**事務局**

はい。目録を添付いたします。

**副島委員**

添付資料で詳しく説明するのであれば、「文化財の概要と価値」の部分は、「ねりまの文化財」にそのまま載せられるような文章にするという方法もあるかと思います。概要と言いながらより細かい部分に触れているところもあります。「ねりまの文化財」に載せる文章ということ念頭において審議会で議論していくということも、会議の行き先がはっきり見えてくるので、検討してもよいかと思います。

**品田委員**

文化財の書類というのは、法的に整備されていて、裁判にも対応できるものにしていきます。学術的に客観的に記載された文章である必要があります。一般に文化財の説明をする場合の文章と、台帳の説明文とは、性格上違うものです。平易な書き方をしているものもありますが、その文章はずっと残っていくもので、変更しようとなると再度審議会にかけたり、大変な手間がかかります。慎重に、学術的な批判に耐えられるような文章でないといけないと思います。

**松下会長**

ご意見ありがとうございました。他にご意見がないようであれば、平成21年度第4回の審議회를終了いたします。

(閉会)

---

**資料** 答申文 (別添のとおり)

※個人情報削除済み

文化財写真

21 練文保審第1号

平成21年12月25日

練馬区教育委員会

教育長 菌部俊介 殿

練馬区文化財保護審議会

会長 松下正巳

文化財の指定・登録について（答申）

平成21年8月31日付け、21練教生第1715号で諮問のあった平成21年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例第21条第2項の規定に基づき調査並びに審議した結果、別紙のとおり答申します。

## 平成 21 年度練馬区文化財保護審議会答申(別紙)

### 1 文化財を指定することについて

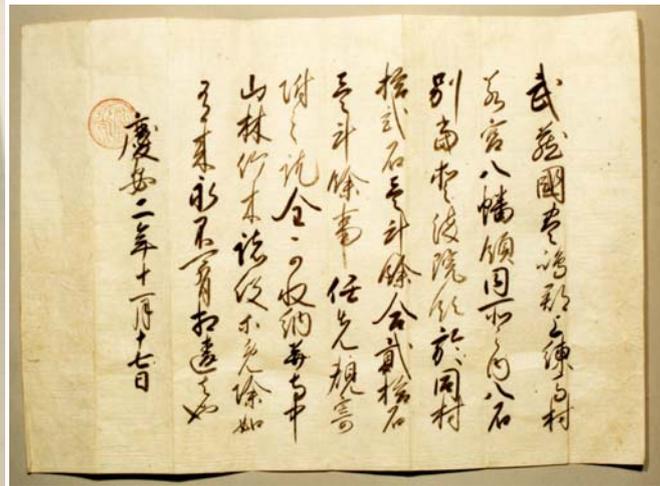
1	名称	愛染院文書 あいぜんいんもんじょ		
	種別	有形文化財	員数	一括(67点)
	所有者	春日町4-17-1 宗教法人 愛染院		
	所在地	春日町4-17-1 愛染院		
	文化財の概要と価値	<p>徳川将軍家が愛染院に発給した朱印状など合計 67 点の文書群である。</p> <p>朱印状は、愛染院(新義真言宗、仁和寺末、真福寺触下)の寺領 12 石 1 斗と同寺管理の若宮八幡(現八幡神社、高松 1-16)の社領 8 石を将軍家が安堵したものである。慶安 2 年(1649)の徳川家光朱印状をはじめ、綱吉(貞享 2 年・1685)、吉宗(享保 3 年・1718)、家重(延享 4 年・1747)、家治(宝暦 12 年・1762)、家斉(天明 8 年・1788)、家慶(天保 10 年・1839)、家定(安政 2 年・1855)、家茂(万延元年・1860)の朱印状 9 点が、一括されて漆塗りの御朱印箱に納められている。また、天保 9 年(1838)「御朱印御改ニ付諸事留記」など、朱印状が下賜される際の手続きに関わる文書 55 点が残る。さらに、天保 5 年(1834)に智積院・小池坊が愛染院に常法談所であることを許可した免状など 3 点の文書が伝わる。</p> <p>徳川将軍家の寺社領安堵の朱印状とその関係文書などがまとまって残る文書群である。</p>		
審議結果	「基準」第 2 の 1 (4) エ該当により指定に値する。			

## 2 文化財を登録することについて

1	名称	丸山東遺跡出土の石棒 まるやまひがしいせきしゅつどのせきぼう		
	種別	有形文化財	員数	2点
	所有者	練馬区		
	所在地	豊玉北6-12-1		
	文化財の概要と価値	<p>東京外かく環状道路敷設に先立って、昭和62年から実施された発掘調査で、外かん道路関連遺跡群内の丸山東遺跡から出土した石器である。石棒は、土坑9号覆土上面から2点横たわって出土した。ともに緑泥片岩製であり、熱を受けている。1点は、遺存状態が良好で、有頭で頭の部分に沈線が刻まれている。最大長79.1cm、最大幅10.1cm、最大厚8.7cm、重さ10.321kgである。もう1点は、本来の形がわからないほど劣化しており、現状の最大長82cm、最大幅10.5cm、重さ6.106kgである。土坑からの出土遺物としては、縄文時代中期後葉の土器がある。</p> <p>区内でも数少ない大形の石棒であり、1点は遺存状態もよく、縄文時代中期の祭祀に関わる遺物として価値がある。</p>		
審議結果	「基準」第1の1(5)該当により登録に値する。			

2	名称	谷原の庚申塔 やわらのこうしんとう		
	種別	有形民俗文化財	員数	1 基
	所有者	富士見台 4 丁目 個人		
	所在地	富士見台 4 丁目		
	文化財の概要と価値	<p>安山岩で造られた三つの石（塔身部・笠部・頂部）からなる角柱型庚申塔である。塔身の上には唐破風屋根の形をした笠を付け、頂部には蓮華のつぼみを模した珠をのせる。総高は 150.0 cm、塔身の高さ 90.0 cm、幅 34.0 cm、奥行き 24.0 cm である。</p> <p>正面には、岩座の上の邪鬼を踏む青面金剛立像が浮彫りされ、梵字「バン」（大日如来種子）と「奉造立青面金剛現當二世祈所」「宝永六己丑天 十月吉祥日」「願主 観照院」が刻まれる。向かって左側面には、阿弥陀如来立像が浮彫りされ、梵字「キリーク」（阿弥陀如来種子）と「庚申講結衆二十二人」が刻まれている。右側面には、地藏菩薩立像が浮彫りされ、梵字「カ」（地藏菩薩種子）と「武州豊嶋郡谷原村」が刻まれる。宝永 6 年（1709）10 月に長命寺（現高野台 3-10）の塔頭観照院（19 世紀初めまでに廃寺）を願主として谷原村の庚申講結衆 22 人によって建てられたことがわかる。</p> <p>正面の青面金剛立像だけでなく、側面に阿弥陀如来立像・地藏菩薩立像がそれぞれ浮彫りされる庚申塔は区内唯一のものである。</p>		
審議結果	「基準」第 1 の 3 （1）オ該当により登録に値する。			

3	名称	井口家の屋敷林 いぐちけのやしきりん		
	種別	天然記念物	員数	1箇所（約2,300㎡）
	所有者	立野町 個人		
	所在地	立野町		
	文化財の概要と価値	<p>屋敷全体にケヤキを中心とし、ヒイラギモクセイの生垣とイヌシデやシラカシがみられる林。背戸には千川上水が流れ、土留めの孟宗竹林やシラカシの防風林が残されている。ケヤキは10本が推定樹齢約200年以上の大木であり、生垣は延長223mに及び、現在も武蔵野の屋敷林の景観を保っている。</p> <p>区内でも数少ない武蔵野の屋敷林の典型的な特徴を良く残した屋敷林であり、地域の自然と人間の関わりを記念するものとして学術的価値がある。</p>		
	審議結果	「基準」第1の7および3の（2）ウ該当により登録に値する。		



愛染院文書



丸山東遺跡出土の石棒



井口家の屋敷林



谷原の庚申塔